

予納金額標準表（予納は現金納付が原則です。）

	区分	基本額	請求金額	加算額
動産（執行）	差押事件	35,000円	1,000万円以下	債権者1名(分割債権), 執行場所1箇所増すごとに基本額を加算
		45,000円	1,000万円超過	
	動産競売事件	30,000円		
明（引） 渡し等（執行）	不動産明渡等事件(建物収去・退去を含む。)	65,000円		債務者1名, 物件1個増すごとに25,000円加算
	代替執行事件(建物収去を除く。)	30,000円		債務者1名, 物件1個増すごとに15,000円加算
	動産引渡事件	25,000円		債務者1名増すごとに15,000円加算
	動産引渡事件(自動車)	25,000円		物件1個増すごとに15,000円加算
	動産受領事件	30,000円		執行場所1箇所増すごとに15,000円加算
	売却及び買受人のための保全処分	65,000円		債務者1名, 物件1個増すごとに25,000円加算
	売却及び買受人のための保全処分(公示のみ)	30,000円		債務者の人数にかかわらず30,000円 物件1個増すごとに10,000円加算
保全（執行）	仮差押事件	35,000円	1,000万円以下	債権者1名(分割債権), 執行場所1カ所増すごとに基本額を加算
		40,000円	1,000万円超過	
	仮処分事件	30,000円		債務者1名, 物件1個増すごとに15,000円加算
	不特定債務者のみの仮処分事件	60,000円		物件1個増すごとに15,000円加算。
	特定債務者1名及び不特定債務者の仮処分事件	60,000円		特定債務者1名, 物件1個増すごとに15,000円加算。
その他	子の引渡執行事件	40,000円		事案により, 追納の可能性あり。
	破産保全事件	30,000円		

(注意) 上記は、執行官手数料規則に基づく費用についての予納金であり、明渡し等事件の作業員日当、遺留品運搬費用、倉庫保管費用等は含まれていません。また、執行官援助など各事件ごとの処理の都合で、予納金が不足する場合がありますので、当執行官室から連絡があった場合には、すみやかに追納をお願いします。